

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起こったのか

第一弾（令和7年1月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和3年10月発生 他2事案

② 啓発動画

・大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和3年8月発生 他2事案

-
- (2) 令和7年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R8.8.1)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 運行管理の高度化に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援【NEW：貸切バス運転者研修】
- (4) 健康起因事故防止を推進するための取組に対する支援【NEW】

2. 補助事業の内容

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省の

ホームページをご覧ください。

○令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin.jp>

※令和7年7月31日10時より申請できます。

○国土交通省ホームページ

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止
に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年7月31日※～令和8年1月30日（別紙参照）

※1.（3）の一部（貸切バス運転者研修）及び（4）は開始日が8月29日となりますのでご注意ください。

4. 留意点

○申請受付は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHPとなっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(3) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

（配信日：R8.8.1）

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、令和7年7月31日（金）までとしておりました運行管理の高度化に資する機器の導入支援の申請受付期間を令和8年1月30日（金）まで延長いたします。

1. 実施する補助事業（詳細は別紙参照）

（1）先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置）

(2) 運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計）

2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.htm>

|

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年5月8日～令和8年1月30日

4. 留意点

○本事業の申請受付窓口は「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局」となっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(4) 「適切な労務管理と緊急停車時の危険防止措置」及び「運転者同士のコミュニケーション」の重要性

～大型トラックの衝突事故と大型乗合バスの追突事故から得た教訓～
(配信日：R7.7.4)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

- 特別重要調査対象事故
 - ・ 大型トラックの衝突事故（宮城県栗原市）
（令和 5 年 5 月 16 日発生）
- 重要調査対象事故
 - ・ 大型乗合バスの追突事故（浜松市浜北区）
（令和 4 年 12 月 4 日発生）

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000715.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/report1.html>

(5) トラックの法令遵守の徹底について

（配信日：R7.4.25）

令和 7 年 4 月 23 日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

4 月 23 日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約 3,200 営業所の 75%に当たる約 2,400 の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者に法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図られたい。

は、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

